

倫理つれづれ (9)

「倫理」の範囲

最近、「倫理」という語句に含まれる範囲、あるいは「倫理委員会」の活動範囲について、考えさせられることが続いています。倫理つれづれ(2)(2005年12月号)では「法」と「倫理」の関係について触れ、「倫理」をどのように定義するかについての私見を述べましたが、最近の話題から、具体的に「倫理」の範囲について考えてみましょう。

- (1) 耐震データ偽造事件で建築士法違反ほう助にて起訴されていた元1級建築士の姉齒秀次被告が、建築基準法違反容疑で追送検されました。この耐震データ偽造一連の問題は、法令違反の問題ですか？それとも技術者あるいは専門家の倫理の問題ですか？
- (2) 日銀の福井総裁が村上ファンドに1,000万円を投資していたことが判明しました。福井総裁の行為は、既存の法令やルールには違反していません。これは、法令やルールの不備の問題ですか？それとも倫理の問題ですか？
- (3) さまざまな入札に関係する談合が問題になっていますが、談合は明らかに、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(独禁法)違反です。しかし、この違反は後を絶ちません。談合は、法令違反の問題ですか？それとも関連業界・企業・個人の倫理の問題ですか？はたまた、そうした温床が生まれてしまう体制や制度の問題ですか？

さて、みなさんはどのように考えられたでしょう。

私自身が困ってしまうのは、しばしば、これらの問題のいずれかであれ、「倫理だけの問題」として捉えられてしまうことがあるということです。では、私はどう考えているかといえば、これらの問題はいずれもさまざま要素が複雑に絡み合っており、「これは〇〇の問題」というように何か一つに絞って対応しただけでは不十分であり、常に複数の視点を持つことが重要というものです。具体的にいえば、(1)であれば、建築基準法違反防止の対策と倫理の醸成、(2)であれば、(日銀役員の金融商品取引に関する)服務ルール制定と倫理の醸成、(3)であれば、独禁法違反防止の対策と倫理の醸成、さらに体制・制度の見直し^{a)}といったものを代表とする複数の対策を講じることが必要でしょう。ただし、さまざまな対策の中で、どれに重きを置き、また対策同士の連携をとっていくかは、個人、対象/対応組織、社会、そして時代によって異なるため、問題の対応を一概に定義することができないことが、難しくしているのだと思います。

ところで、先日、学会の資金繰りの議論がされる中、外部からの受託研究(研究者が、産業界等外部からの

委託を受け、委託者が負担する経費を使用して公務として研究を実施し、その成果を委託者に報告する制度)を積極的に受け入れようとするにあたり、どういった研究内容ならば受けてよいか。あるいは受託者となる研究グループにおける活動が、



きちんと倫理が守られたものであるかを、倫理委員会にチェックしてほしいとの依頼がありました。倫理委員会としては、受託研究を行う以上、学会として、なんらかの組織整備が必要であることは認めた上で、しかし、倫理委員会の任務は「倫理委員会規程」第2条で示されており、そのようなチェック任務は含まれていないこと。さらに、たとえそのような任務を加えられたとしても、そもそも委員会活動を含めた学会活動はボランティアによって成り立っており、また、調査権限を持たない組織がそうした役割を担うことは難しいことから、本件に関しては、理事会にて明確なルールの作成を行っていただくことをお願いしました。しかし、同じ「倫理委員会」という名前でも、企業、あるいは臨床・疫学研究の分野における委員会の中には、調査権限を有し、受託研究を含めたさまざまな組織の活動に対するチェック(審査)機能を持っている委員会も存在しています。ですから、原子力学会の倫理委員会に対し、そうしたチェック機能を有してほしいという依頼、あるいは有しているものだと考えられてしまうことは、致し方ないのかもしれない。

倫理委員会では、今後も、アンケート調査等でも期待の高い倫理規程の浸透活動を中心に、倫理問題の事例集や教材の発行^{b)}、研究会の実施、原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査などといった任務に定められている活動を、より積極的に行っていきたいと思っています。次号では、学会誌の記事として、倫理委員会の活動報告を行う予定ですので、原子力学会の倫理委員会がどういう組織で、どういう考えの下、活動を行っているかのご参考に、ぜひお読みください。

(倫理委員会・大場恭子)

^{a)}すでに、公共工事に関する談合については、平成17年4月より、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が施行され、工事における技術力を評価した総合評価方式の導入が進められています。

^{b)}7月25日に「原子力を中心とした技術者の倫理ケースブッカーそのときあなたは冷静な判断ができますか？」が発行されました。詳しくは、倫理委員会のホームページ(URL: <http://www.soc.nii.ac.jp/aesj/rinri/index.html>)もしくは、次号記事をご参照ください。